

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2022年度中間期末			2023年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,376	2,381	5	1,688	1,689	1
	その他	10,000	10,438	438	10,000	10,185	185
	小計	12,376	12,819	443	11,688	11,875	187
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	775	770	△ 4	370	369	△ 0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	775	770	△ 4	370	369	△ 0
合計		13,151	13,590	439	12,058	12,245	187

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

種類	2022年度中間期末	2023年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	7,485	7,485
関連法人等株式	—	—
投資事業組合出資金	866	2,279
合計	8,351	9,765

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格のない株式等であります。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2022年度中間期末			2023年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,117	8,307	8,810	28,757	11,192	17,565
	債券	140,963	138,457	2,506	85,274	84,454	820
	国債	11,641	11,616	24	—	—	—
	地方債	76,373	74,679	1,693	47,123	46,587	536
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	52,948	52,161	787	38,150	37,866	283
	その他	33,240	30,351	2,889	13,684	12,855	828
	小計	191,321	177,115	14,206	127,715	108,502	19,213
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,481	6,872	△ 1,390	2,476	2,749	△ 273
	債券	334,036	341,011	△ 6,974	366,478	382,359	△ 15,881
	国債	16,288	17,027	△ 738	35,153	36,792	△ 1,638
	地方債	200,338	205,155	△ 4,817	203,669	214,545	△ 10,875
	短期社債	5,999	5,999	—	4,999	4,999	—
	社債	111,409	112,828	△ 1,419	122,655	126,022	△ 3,366
	その他	178,611	195,982	△ 17,371	194,203	211,327	△ 17,123
	小計	518,129	543,866	△ 25,737	563,157	596,436	△ 33,278
合計		709,451	720,981	△ 11,530	690,873	704,938	△ 14,064

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	2022年度中間期末	2023年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,096	1,143
非上場外国株式	9	9
組合出資金	—	—
合計	1,105	1,153

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。